

リスク管理規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人 Peace & Nature（以下「P&N」という）におけるリスク低減及びP&Nの損失の最小化を図ることを目的として、リスク管理に関して必要な事項を定めたものである。

第2条（適用範囲）

この規程は、P&Nの役員、スタッフ及びボランティアを含むすべての職員（以下、「役職員」という）に適用されるものとする。

第3条（定義）

この規程において「リスク」とは、P&Nに物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性を指すものとし、「具体的リスク」とは、リスクが具現化した次の事象などを指すものとする。

- (1) 信用の危機、不全な公益活動及び欠陥のある情報の提供等によるイメージの低下
- (2) 財政上の危機、収入の減少や資金の運用の失敗等による財政の悪化
- (3) 人的危機労使関係の悪化や役員間の内紛や代表者の承継問題等
- (4) 外部からの危機自然災害、事故、インフルエンザ等の感染症及び反社会的勢力からの不法な攻撃等
- (5) その他上記に準ずる緊急事態

第4条（基本的責務）

P&Nの役職員は、業務の遂行に当たって、リスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

第5条（リスクに関する措置）

1. P&Nの役職員は、具体的リスクを積極的に予見し、その回避軽減など必要な措置を事前に講じなければならない。
2. P&Nの役職員は、業務上の意思決定を求めるに当たっては、上位者に対し当該業務において予見される具体的リスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について具申しなければならない。

第6条（具体的リスク発生時の対応）

P&Nの役職員は、具体的リスクが発生した場合には、これに伴い生じるP&Nの損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行う。

第7条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議による。

付則

この規程は、2022年（令和4年）2月27日から施行する。